【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十四条**　長官権限のうち次に掲げるものは、金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の本店等又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一　法第百九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された同項各号（第八号を除く。）に掲げる権限

二　第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第三項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第百六条の二十七、第百五十一条（法第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九並びに第百五十六条の三十四の規定による権限

２　前項各号に掲げる委員会の権限で金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地（当該金融商品取引業者等と取引をする者又は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

３　前項の規定により金融商品取引業者等の対象支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引業者等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うことができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該金融商品取引所に上場されている金融商品等（法第八十四条第二項に規定する金融商品等をいう。以下この項において同じ。）についての当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に関し、当該金融商品等に係る有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは金融商品仲介業者の本店等、金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等又は金融商品仲介支店等（以下この項において「取引金融商品取引業者等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引金融商品取引業者等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者又は特例業務届出者の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等又は特例業務支店等」と、「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

７　第二項及び第四項に規定する「金融商品取引支店等」とは、金融商品取引業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引業者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社とする持株会社（同項に規定する持株会社をいう。次項において同じ。）、当該金融商品取引業者から業務の委託を受けた者又は当該金融商品取引業者の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

８　第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする持株会社又は当該登録金融機関から業務の委託を受けた者をいう。

９　第二項及び第四項に規定する「取引所取引許可業者従属事務所等」とは、取引所取引許可業者の国内の事務所その他の施設（国内における代表者の住所にあるものを除く。）、当該取引所取引許可業者と取引をする者又は当該取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者をいう。

10　第二項に規定する「特例業務支店等」とは、特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所その他の施設、当該特例業務届出者と取引をする者又は当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者をいう。

11　第二項及び第四項に規定する「金融商品仲介支店等」とは、金融商品仲介業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所又は当該金融商品仲介業者と取引をする者をいう。

12　第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、協会の主たる事務所以外の事務所、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券の発行者又は当該協会から業務の委託を受けた者をいう。

13　第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社（法第八十七条の三第二項に規定する子会社をいう。）、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者をいう。

14　第二項に規定する「取引所持株会社支店等」とは、金融商品取引所持株会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該金融商品取引所持株会社の子会社（法第百五条の十六第四項に規定する子会社をいう。）をいう。

15　第二項に規定する「自主規制法人従属事務所等」とは、自主規制法人の主たる事務所以外の事務所又は当該自主規制法人から業務の委託を受けた者をいう。

16　第二項に規定する「外国金融商品取引所従属事務所等」とは、外国金融商品取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）、外国金融商品取引所参加者又は当該外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者をいう。

17　第二項に規定する「証券金融支店等」とは、証券金融会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該証券金融会社から業務の委託を受けた者をいう。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十四条**　長官権限のうち次に掲げるものは、金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の本店等又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一　法第百九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された同項各号（第八号を除く。）に掲げる権限

二　第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第三項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第百六条の二十七、第百五十一条（法第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九並びに第百五十六条の三十四の規定による権限

２　前項各号に掲げる委員会の権限で金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地（当該金融商品取引業者等と取引をする者又は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

３　前項の規定により金融商品取引業者等の対象支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引業者等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うことができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該金融商品取引所に上場されている金融商品等（法第八十四条第二項に規定する金融商品等をいう。以下この項において同じ。）についての当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に関し、当該金融商品等に係る有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは金融商品仲介業者の本店等、金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等又は金融商品仲介支店等（以下この項において「取引金融商品取引業者等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引金融商品取引業者等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者又は特例業務届出者の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等又は特例業務支店等」と、「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

７　第二項及び第四項に規定する「金融商品取引支店等」とは、金融商品取引業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引業者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社とする持株会社（同項に規定する持株会社をいう。次項において同じ。）、当該金融商品取引業者から業務の委託を受けた者又は当該金融商品取引業者の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

８　第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする持株会社又は当該登録金融機関から業務の委託を受けた者をいう。

９　第二項及び第四項に規定する「取引所取引許可業者従属事務所等」とは、取引所取引許可業者の国内の事務所その他の施設（国内における代表者の住所にあるものを除く。）、当該取引所取引許可業者と取引をする者又は当該取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者をいう。

10　第二項に規定する「特例業務支店等」とは、特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所その他の施設、当該特例業務届出者と取引をする者又は当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者をいう。

11　第二項及び第四項に規定する「金融商品仲介支店等」とは、金融商品仲介業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所又は当該金融商品仲介業者と取引をする者をいう。

12　第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、協会の主たる事務所以外の事務所、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券の発行者又は当該協会から業務の委託を受けた者をいう。

13　第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社（法第八十七条の三第二項に規定する子会社をいう。）、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者をいう。

14　第二項に規定する「取引所持株会社支店等」とは、金融商品取引所持株会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該金融商品取引所持株会社の子会社（法第百五条の十六第四項に規定する子会社をいう。）をいう。

15　第二項に規定する「自主規制法人従属事務所等」とは、自主規制法人の主たる事務所以外の事務所又は当該自主規制法人から業務の委託を受けた者をいう。

16　第二項に規定する「外国金融商品取引所従属事務所等」とは、外国金融商品取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）、外国金融商品取引所参加者又は当該外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者をいう。

17　第二項に規定する「証券金融支店等」とは、証券金融会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該証券金融会社から業務の委託を受けた者をいう。

（改正前）

（委員会の権限の財務局長等への委任）

**第四十四条**　長官権限のうち次に掲げるものは、証券会社、登録金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、外国証券取引所又は証券金融会社（以下この条において「証券会社等」という。）の本店、主たる営業所若しくは事務所又は国内における代表者（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一　法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号（第七号を除く。）に掲げる権限

二　第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十九条第一項（法第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）及び第三項、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九並びに第百五十六条の三十四の規定による権限

２　前項各号に掲げる委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、証券仲介営業所等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株会社営業所等、外国証券取引所従属事務所又は証券金融支店等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地（当該証券会社等と取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等〕という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うとができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第三項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の本店、主たる営業所若しくは事務所、証券支店等、金融支店等又は証券仲介営業所等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する証券会社及び登録金融機関に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「証券会社等の証券支店等、金融支店等、証券仲介営業所等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株会社営業所等、外国証券取引所従属事務所又は証券金融支店等」とあるのは「証券会社又は登録金融機関の証券支店等又は金融支店等」と、「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該証券会社等」とあるのは「当該証券会社又は登録金融機関」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」、とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

７　第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定法人、当該証券会社を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。次項において同じ。)とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

８　第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社をいう。

（9、10　新設）

９　第二項及び第四項に規定する「証券仲介営業所等」とは、証券仲介業者の主たる営業所若しくは事務所以外の営業所若しくは事務所又は当該証券仲介業者と取引をする者をいう。

10　第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券の発行者をいう。

11　第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは本店以外の支店その他の営業所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者をいう。

12　第二項に規定する「取引所持株会社営業所等」とは、証券取引所持株会社の本店以外の営業所又は当該証券取引所持株会社の子会社（法第百三条第四項に規定する子会社をいう。）をいう。

（15　新設）

13　第二項に規定する「外国証券取引所従属事務所」とは、外国証券取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）をいう。

14　第二項に規定する「証券金融支店等」とは、証券金融会社の本店以外の支店その他の営業所をいう。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】

（改正後）

（委員会の権限の財務局長等への委任）

**第四十四条**　長官権限のうち次に掲げるものは、証券会社、登録金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、外国証券取引所又は証券金融会社（以下この条において「証券会社等」という。）の本店、主たる営業所若しくは事務所又は国内における代表者（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一　法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号（第七号を除く。）に掲げる権限

二　第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十九条第一項（法第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）及び第三項、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九並びに第百五十六条の三十四の規定による権限

２　前項各号に掲げる委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、証券仲介営業所等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株会社営業所等、外国証券取引所従属事務所又は証券金融支店等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地（当該証券会社等と取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等〕という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うとができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第三項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の本店、主たる営業所若しくは事務所、証券支店等、金融支店等又は証券仲介営業所等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する証券会社及び登録金融機関に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「証券会社等の証券支店等、金融支店等、証券仲介営業所等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株会社営業所等、外国証券取引所従属事務所又は証券金融支店等」とあるのは「証券会社又は登録金融機関の証券支店等又は金融支店等」と、「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該証券会社等」とあるのは「当該証券会社又は登録金融機関」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」、とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

７　第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定法人、当該証券会社を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。次項において同じ。)とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

８　第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社をいう。

９　第二項及び第四項に規定する「証券仲介営業所等」とは、証券仲介業者の主たる営業所若しくは事務所以外の営業所若しくは事務所又は当該証券仲介業者と取引をする者をいう。

10　第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券の発行者をいう。

11　第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは本店以外の支店その他の営業所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者をいう。

12　第二項に規定する「取引所持株会社営業所等」とは、証券取引所持株会社の本店以外の営業所又は当該証券取引所持株会社の子会社（法第百三条第四項に規定する子会社をいう。）をいう。

13　第二項に規定する「外国証券取引所従属事務所」とは、外国証券取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）をいう。

14　第二項に規定する「証券金融支店等」とは、証券金融会社の本店以外の支店その他の営業所をいう。

（改正前）

（見出し　新設）

**第四十四条**　長官権限のうち法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号（第七号を除く。）に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所又は外国証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店、主たる営業所若しくは事務所又は国内における代表者（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

（各号　新設）

２　前項に規定する委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、証券仲介営業所等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等又は外国証券取引所従属事務所（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等〕という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うとができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第三項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の本店、主たる営業所若しくは事務所、証券支店等、金融支店等又は証券仲介営業所等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」、とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

７　第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定法人、当該証券会社を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。)とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

８　第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社をいう。

９　第二項及び第四項に規定する「証券仲介営業所等」とは、証券仲介業者の主たる営業所若しくは事務所以外の営業所若しくは事務所又は当該証券仲介業者と取引をする者をいう。

10　第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券の発行者をいう。

11　第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは本店以外の支店その他の営業所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者をいう。

（12　新設）

12　第二項に規定する「外国証券取引所従属事務所」とは、外国証券取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）をいう。

（14　新設）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

**第四十四条**　長官権限のうち法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号（第七号を除く。）に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所又は外国証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店、主たる営業所若しくは事務所又は国内における代表者（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、証券仲介営業所等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等又は外国証券取引所従属事務所（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等〕という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うとができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第三項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の本店、主たる営業所若しくは事務所、証券支店等、金融支店等又は証券仲介営業所等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」、とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

７　第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定法人、当該証券会社を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。)とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

８　第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社をいう。

９　第二項及び第四項に規定する「証券仲介営業所等」とは、証券仲介業者の主たる営業所若しくは事務所以外の営業所若しくは事務所又は当該証券仲介業者と取引をする者をいう。

10　第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券の発行者をいう。

11　第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは本店以外の支店その他の営業所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者をいう。

12　第二項に規定する「外国証券取引所従属事務所」とは、外国証券取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）をいう。

（改正前）

**第四十四条**　長官権限のうち法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所又は外国証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店、主たる営業所若しくは事務所又は国内における代表者（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、証券仲介営業所等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等又は外国証券取引所従属事務所（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等〕という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うとができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第三項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の本店、主たる営業所若しくは事務所、証券支店等、金融支店等又は証券仲介営業所等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」、とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

７　第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定法人、当該証券会社を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。)とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

８　第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社をいう。

９　第二項及び第四項に規定する「証券仲介営業所等」とは、証券仲介業者の主たる営業所若しくは事務所以外の営業所若しくは事務所又は当該証券仲介業者と取引をする者をいう。

10　第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、証券業協会の主たる事務所以外の事務所若しくは店頭売買有価証券の発行者をいう。

11　第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは本店以外の支店その他の営業所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者をいう。

12　第二項に規定する「外国証券取引所従属事務所」とは、外国証券取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）をいう。

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

**第四十四条**　長官権限のうち法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所又は外国証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店、主たる営業所若しくは事務所又は国内における代表者（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、証券仲介営業所等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等又は外国証券取引所従属事務所（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等〕という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うとができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第三項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の本店、主たる営業所若しくは事務所、証券支店等、金融支店等又は証券仲介営業所等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」、とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

７　第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定法人、当該証券会社を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。)とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

８　第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社をいう。

９　第二項及び第四項に規定する「証券仲介営業所等」とは、証券仲介業者の主たる営業所若しくは事務所以外の営業所若しくは事務所又は当該証券仲介業者と取引をする者をいう。

10　第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、証券業協会の主たる事務所以外の事務所若しくは店頭売買有価証券の発行者をいう。

11　第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは本店以外の支店その他の営業所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者をいう。

12　第二項に規定する「外国証券取引所従属事務所」とは、外国証券取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）をいう。

（改正前）

**第四十四条**　長官権限のうち法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券業協会又は証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店又は主たる事務所（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、協会従属事務所等又は取引所従属事務所等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等〕という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うとができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第三項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社又は登録金融機関の本店若しくは主たる事務所、証券支店等又は金融支店等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」、とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

７　第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定法人、当該証券会社を子会社（同項に規定する子会社をいう。)とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

８　第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社をいう。

（９　新設）

９　第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、証券業協会の主たる事務所以外の事務所若しくは店頭売買有価証券の発行者をいう。

10　第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは本店以外の支店その他の営業所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者をいう。

（12　新設）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】

（改正後）

**第四十四条**　長官権限のうち法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券業協会又は証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店又は主たる事務所（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、協会従属事務所等又は取引所従属事務所等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等〕という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うとができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第三項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社又は登録金融機関の本店若しくは主たる事務所、証券支店等又は金融支店等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」、とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

７　第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定法人、当該証券会社を子会社（同項に規定する子会社をいう。)とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

８　第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社をいう。

９　第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、証券業協会の主たる事務所以外の事務所若しくは店頭売買有価証券の発行者をいう。

10　第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは本店以外の支店その他の営業所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者をいう。

（改正前）

**第四十四条**　長官権限のうち法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券業協会又は証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店又は主たる事務所（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、協会従属事務所等又は取引所従属事務所等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等〕という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うとができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第三項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社又は登録金融機関の本店若しくは主たる事務所、証券支店等又は金融支店等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」、とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

７　第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定会社、当該証券会社を子会社（同項に規定する子会社をいう。)とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

８　第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社をいう。

９　第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、証券業協会の主たる事務所以外の事務所若しくは店頭売買有価証券の発行者をいう。

10　第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは本店以外の支店その他の営業所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者をいう。

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】

（改正後）

**第四十四条**　長官権限のうち法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券業協会又は証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店又は主たる事務所（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、協会従属事務所等又は取引所従属事務所等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等〕という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うとができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第三項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社又は登録金融機関の本店若しくは主たる事務所、証券支店等又は金融支店等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」、とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

７　第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定会社、当該証券会社を子会社（同項に規定する子会社をいう。)とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

８　第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社をいう。

９　第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、証券業協会の主たる事務所以外の事務所若しくは店頭売買有価証券の発行者をいう。

10　第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは本店以外の支店その他の営業所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者をいう。

（改正前）

**第四十四条**　長官権限のうち法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券業協会又は証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店又は主たる事務所（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、協会従属事務所等又は取引所従属事務所等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等〕という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うとができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第二項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社又は登録金融機関の本店若しくは主たる事務所、証券支店等又は金融支店等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」、とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

７　第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定会社、当該証券会社を子会社（同項に規定する子会社をいう。)とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

８　第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社をいう。

９　第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、証券業協会の主たる事務所以外の事務所若しくは店頭売買有価証券の発行者をいう。

10　第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、証券取引所の主たる事務所以外の事務所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者をいう。

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

**第四十四条**　長官権限のうち法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券業協会又は証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店又は主たる事務所（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、協会従属事務所等又は取引所従属事務所等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等〕という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うとができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第二項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社又は登録金融機関の本店若しくは主たる事務所、証券支店等又は金融支店等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」、とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

７　第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定会社、当該証券会社を子会社（同項に規定する子会社をいう。)とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

８　第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社をいう。

９　第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、証券業協会の主たる事務所以外の事務所若しくは店頭売買有価証券の発行者をいう。

10　第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、証券取引所の主たる事務所以外の事務所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者をいう。

（改正前）

**第四十四条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち同条第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券業協会又は証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店又は主たる事務所（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、協会従属事務所等又は取引所従属事務所等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等〕という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うとができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第二項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社又は登録金融機関の本店若しくは主たる事務所、証券支店等又は金融支店等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」、とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

７　第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定会社、当該証券会社を子会社（同項に規定する子会社をいう。)とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

８　第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社をいう。

９　第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、証券業協会の主たる事務所以外の事務所若しくは店頭売買有価証券の発行者をいう。

10　第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、証券取引所の主たる事務所以外の事務所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者をいう。

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

**第四十四条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち同条第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券業協会又は証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店又は主たる事務所（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、協会従属事務所等又は取引所従属事務所等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等〕という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うとができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第二項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社又は登録金融機関の本店若しくは主たる事務所、証券支店等又は金融支店等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」、とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

７　第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定会社、当該証券会社を子会社（同項に規定する子会社をいう。)とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

８　第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社をいう。

９　第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、証券業協会の主たる事務所以外の事務所若しくは店頭売買有価証券の発行者をいう。

10　第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、証券取引所の主たる事務所以外の事務所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者をいう。

（改正前）

**第四十四条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融監督庁長官に委任された権限のうち同条第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券業協会又は証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店又は主たる事務所（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、協会従属事務所等又は取引所従属事務所等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等〕という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うとができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第二項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社又は登録金融機関の本店若しくは主たる事務所、証券支店等又は金融支店等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」、とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

７　第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定会社、当該証券会社を子会社（同項に規定する子会社をいう。)とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

８　第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社をいう。

９　第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、証券業協会の主たる事務所以外の事務所若しくは店頭売買有価証券の発行者をいう。

10　第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、証券取引所の主たる事務所以外の事務所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者をいう。

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】

（改正後）

**第四十四条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融監督庁長官に委任された権限のうち同条第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券業協会又は証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店又は主たる事務所（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、協会従属事務所等又は取引所従属事務所等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等〕という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うとができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第二項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社又は登録金融機関の本店若しくは主たる事務所、証券支店等又は金融支店等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」、とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

７　第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定会社、当該証券会社を子会社（同項に規定する子会社をいう。)とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

８　第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社をいう。

９　第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、証券業協会の主たる事務所以外の事務所若しくは店頭売買有価証券の発行者をいう。

10　第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、証券取引所の主たる事務所以外の事務所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者をいう。

（改正前）

（委員会の権限の財務局長への委任）

**第四十四条**　長官権限のうち法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券業協会又は証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店又は主たる事務所（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する委員会の権限で証券会社等の第三十九条第三項に規定する支店等、第四十条第三項に規定する支店等、第四十一条第三項に規定する従たる事務所等又は第四十二条第二項に規定する従たる事務所等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等〕という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うとができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第二項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社又は登録金融機関の本店若しくは主たる事務所、第三十九条第三項に規定する支店等又は第四十条第三項に規定する支店等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」、とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

（７～１０　新設）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（委員会の権限の財務局長への委任）

**第四十四条**　長官権限のうち法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券業協会又は証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店又は主たる事務所（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する委員会の権限で証券会社等の第三十九条第三項に規定する支店等、第四十条第三項に規定する支店等、第四十一条第三項に規定する従たる事務所等又は第四十二条第二項に規定する従たる事務所等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等〕という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うとができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第二項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社又は登録金融機関の本店若しくは主たる事務所、第三十九条第三項に規定する支店等又は第四十条第三項に規定する支店等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」、とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

（改正前）

（委員会の権限の財務局長への委任）

**第四十四条**　長官権限のうち法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、証券会社、認可金融機関、証券業協会又は証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店又は主たる事務所（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する委員会の権限で証券会社等の第三十九条第二項に規定する支店等、第四十条第二項に規定する支店等、第四十一条第三項に規定する従たる事務所等又は第四十二条第二項に規定する従たる事務所等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等〕という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うとができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第一項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する有価証券市場における有価証券の売買取引等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買取引等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社又は認可金融機関の本店若しくは主たる事務所、第三十九条第二項に規定する支店等又は第四十条第二項に規定する支店等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」、とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】

（改正後）

（委員会の権限の財務局長への委任）

**第四十四条**　長官権限のうち法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、証券会社、認可金融機関、証券業協会又は証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店又は主たる事務所（第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する委員会の権限で証券会社等の第三十九条第二項に規定する支店等、第四十条第二項に規定する支店等、第四十一条第三項に規定する従たる事務所等又は第四十二条第二項に規定する従たる事務所等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等〕という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うとができる。

４　第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第百十条第一項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する有価証券市場における有価証券の売買取引等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買取引等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている証券会社又は認可金融機関の本店若しくは主たる事務所、第三十九条第二項に規定する支店等又は第四十条第二項に規定する支店等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

５　第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」、とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

６　委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

（改正前）

（新設）